|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設所管課 | 道路河川課 |
| 受領確認 |  |  |

【ひな形】

洪水・土砂災害時の

避難確保計画

対象災害：洪水、

|  |  |
| --- | --- |
|  | ） |

　　　　：土砂災害（

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【医療機関名： |  | 】 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

　目　次

伊万里市に提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出）

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式１

３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　　施設周辺の避難地図　・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

別紙１

４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

様式２

５　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

様式３

６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

様式４

７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・・・・・ ７

様式５

８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・ ７

９　自衛水防組織の業務に関する事項　・・・・・・・・・・ ８

様式６

個人情報等を含むため適切に管理　※伊万里市への提出は不要

10　防災教育及び訓練の年間計画作成例 ・・・・・・・・・ ９

様式７

11　施設利用者緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・・・・・・ 10

様式８

12　緊急連絡網 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

様式９

13　外部機関等への緊急連絡先一覧表 ・・・・・・・・・ 11

様式10

14　対応別避難誘導方法一覧表 ・・・・・・・・・・・・ 12

様式11

15　防災体制一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

様式12

別添　「自衛水防組織活動要領（案）」 ・・・・・・・・・・ 14

自衛水防組織を設置する

場合のみ作成

別表１「自衛水防組織の編成と任務」 ・・・・・・・・・・ 15

別表２「自衛水防組織装備品リスト」 ・・・・・・・・・・ 15

**１　計画の目的**

様式１

この計画は、水防法第１５条の３第１項及び土砂災害防止法第８条の２に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項及び土砂災害防止法第８条の２第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を伊万里市長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 人　　　　　数 | | | | | | | |
| 平日 | | | | 休日 | | | |
| 利用者 | | 施設職員 | | 利用者 | | 施設職員 | |
| 昼間 | | 昼間 | | 昼間 | | 昼間 | |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |
| 夜間 | | 夜間 | | 夜間 | | 夜間 | |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |

※患者数は最大の患者数

　　　※昼間は通院部門と入院部門の合計数

　　　※夜間、休日は入院部門の人数（土曜、日曜、休日は休診）

●事前休診の判断

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、または、伊万里市に以下の警報が発令されている場合は、通院部門を臨時休業とする。

　　・暴風警報（特別警報）

　　・大雨警報（特別警報）

　　・洪水警報

　　・土砂災害警戒情報

**【施設周辺の避難経路図】**

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、土砂災害のおそれがある場合の避難場所は、伊万里市洪水ハザードマップや地区のわがまち・わが家の防災マップの土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域から、以下の場所とする。

避難経路図

**４　防災体制**

様式２

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

**（１）洪水**

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

対応要員

体制確立の判断時期

活動内容

体制

レベル２

注意体制確立

・洪水注意報発表

・○○川氾濫注意水位

・気象情報、水位情報等の情報収集

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

避難誘導要員

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

避難誘導要員

・気象情報、水位情報等の情報収集

・避難の準備

使用する資器材の準備

患者家族への事前連絡

外来診療中止の掲示

周辺住民への事前協力依頼

・要配慮者の避難誘導

・洪水警報発表

・○○川避難判断水位（△m）発表

・高齢者等避難の発令

レベル３

警戒体制確立

レベル４

非常体制確立

・○○川氾濫危険水位

・避難指示の発令

避難誘導要員

全職員

・施設内全体の避難誘導

|  |
| --- |
| ※判断時期は、気象情報、河川水位情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。 |

レベル２　注意体制

・災害モードへ気持ちを切り替える

・気象情報の収集を行う。

　　　　↓

|  |
| --- |
| ※浸水想定区域の土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。 |

レベル3　警戒体制

レベル３　警戒体制

・避難場所へ避難する準備を行う。

・要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　↓

レベル４　非常体制

・施設内全体の避難を開始する。

**■大型台風**

|  |
| --- |
| 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、避難に関する準備をして早めに避難を開始する |

**（２）土砂災害**

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**

体制

体制確立の判断時期

活動内容

対応要員

レベル２

注意体制確立

・気象情報、前兆現象及び被害発生に関する情報等の情報収集

・台風接近

・大雨注意報（土砂災害）発表

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

避難誘導要員

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

情報収集伝達要員

避難誘導要員

・気象情報、前兆現象及び被害発生に関する情報等の情報収集

・避難の準備

使用する資器材の準備

患者家族への事前連絡

外来診療中止の掲示

周辺住民への事前協力依頼

・要配慮者の避難誘導

・高齢者等避難の発令

・大雨警報（土砂災害）発表

レベル３

警戒体制確立

レベル４

非常体制確立

避難誘導要員

全職員

・施設内全体の避難誘導

・土砂災害警戒情報発表

・避難指示の発令

・土砂災害の前兆現象発見

|  |
| --- |
| ※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。 |

レベル２　注意体制

・災害モードへ気持ちを切り替える

・気象情報の収集を行う。

　　　　↓

|  |
| --- |
| ※浸水想定区域の土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。 |

レベル3　警戒体制

レベル３　警戒体制

・避難場所へ避難する準備を行う。

・要配慮者の避難誘導を開始する。

　　　　↓

レベル４　非常体制

・施設内全体の避難を開始する。

**■大型台風**

|  |
| --- |
| 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、避難に関する準備をして早めに避難を開始する |

**５　情報収集・伝達**

様式３

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 情報の例示 | 収集方法 |
| 洪水予報等 | 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット  ○気象庁ホームページ(http://www.jma.go.jp/) |
| 洪水予報、  水位到達情報  土砂災害警戒情報 | 佐賀県防災ネット「あんあん」アプリ、エリアメール、  伊万里市からの自動音声電話、インターネット  ○佐賀県河川情報システム「すい防くん」  (https://kasen.pref.saga.lg.jp/gispub/info/top/menu)  ○佐賀県ホームページ  （http://www.pref.saga.lg.jp/） |
| 高齢者等避難、  避難指示 | 防災行政無線、佐賀県防災ネット「あんあん」アプリ、  エリアメール、テレビ、ラジオ、インターネット  ○伊万里市ホームページ  (http://www.city.imari.saga.jp/) |
| その他 | 施設周辺の浸水状況・土砂災害の前兆現象 | 施設職員による目視  （安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施） |

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を利用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

**「対応別避難誘導一覧表」**⇒ **様式１１**

（２）情報伝達

①「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②避難する場合には、「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「　△△　（避難場所）へ避難する、利用者の引き渡しは

　△△　（避難場所）において行う、利用者の引き渡し開始は　○○　時頃とする」旨を連絡する。

**「利用者緊急連絡先一覧表」**⇒ **様式８**

**「緊急連絡網」**⇒ **様式９**

**６　避難誘導**

様式４

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所、移動距離及び手段

避難場所は下表のとおりとする。

洪水時、浸水深が大きく施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く長期的に孤立するおそれがある場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設への避難も選択肢の１つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。

ただし、避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所への避難、または、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。

（２）避難基準

河川の避難判断水位情報の発表、伊万里市から高齢者等避難の発令があった場合に避難等を開始する。但し、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、伊万里市からの情報を待つことなく避難を開始する。

|  |
| --- |
| ・がけの表面に水が流れ出す　　　・がけから水が噴き出す。  ・小石がパラパラと落ちる　　　　・がけからの水が濁りだす  ・がけの樹木が傾く　　　　　　　・樹木の根の切れる音がする  ・樹木の倒れる音がする　　　　　・がけに割れ目が見える  ・斜面が膨らみだす　　　　　　　・地鳴りがする |

　①立ち退き避難（水平避難）を行う場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 避難先※ | 避難場所名称 | 移動距離 | | 移動手段 | | | |
| 徒歩 | 車両 | | |
| **避難場所１** |  |  | m | □ | □ |  | 台 |
| **避難場所2** |  |  | m | □ | □ |  | 台 |

※（避難場所１）浸水想定区域外の提携医療機関等　（避難場所２）指定緊急避難場所

　②屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所名称（名称がある場合） | 避難階 | | 移動手段（資器材等） |
| **屋内安全確保** |  |  | 階 |  |

　③近隣の安全な場所※

（※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等）

立ち退き避難、屋内安全確保が困難な場合、近隣の安全な場所「 　　　　　」に避難するものとする。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

　避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

**「施設周辺の避難地図」**⇒ **別紙１**

**「対応別避難誘導一覧表」**⇒ **様式１１**

**７　避難の確保を図るための施設の整備**

様式５

様式５

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

災害に対応して患者を受け入れる場合には医療継続のための備品等にも配慮する。

避難確保資器材一覧

|  |  |
| --- | --- |
| **備　蓄　品** | |
| **情報収集**  **・伝達** | □テレビ　□ラジオ　□タブレット　□ファックス  □携帯電話 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー |
| **避難誘導** | □名簿（施設職員、利用者）　□案内旗　□タブレット　□携帯電話  □懐中電灯　□携帯用拡声器　□電池式照明器具　□電池  □携帯電話用バッテリー　□ライフジャケット　□蛍光塗料 |
| **施設内の**  **一時避難** | □水（１人あたり　ℓ）　□食料（１人あたり　食分）  □寝具　□防寒具 |
| **衛生器具** | □おむつ・おしりふき　□タオル　□ウェットティッシュ(除菌機能付)  □マスク　□ゴミ袋 |
| **医療器具** | □点滴セット　□注射器　□ |
| **医薬品** | □常備薬　□消毒薬　□包帯　□絆創膏 |
| **処方箋** | □ |
| **その他** |  |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢　□止水板　□ |

|  |
| --- |
| **土砂災害に対する避難を確保するための対策**（事前の対策） |
| □自家発電機　□壁の補強　□非常用サイレン（屋外装置）　□ |

**８　防災教育及び訓練の実施**

・毎年　　月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

・毎年　　月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年　　月に作成する。

**「防災教育及び訓練の年間計画」**⇒ **様式７**

**９　自衛水防組織の業務に関する事項**

様式６

※自衛水防組織を設置する場合には、様式６を参考に加筆・修正してください。

また、あわせて別添、別表１・２を作成してください。

（１）別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①　毎年　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②　毎年　　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該事項を伊万里市長へ報告する。

**「自衛水防組織活動要領」**⇒ **別添**

**「自衛水防組織の編成と任務」**⇒ **別表１**

**「自衛水防組織装備品リスト」**⇒ **別表２**

**10　防災教育及び訓練の年間計画（例）**

様式７

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

防災体制の確立・

避難確保計画の年度版作成

施設職員への防災教育

入院部門

情報伝達訓練

施設職員の非常参集訓練

避難訓練

通院部門

情報伝達訓練

保護者への引き渡し訓練

施設利用者への防災教育

情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定月日 | （ |  | 月 |  | 日） |

避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。

避難確保計画の更新

○防災体制と役割分担の確認、試行

○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　等

○施設職員の緊急連絡網の試行

○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

○施設職員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の計測　等

○施設職員の緊急連絡網の試行

○連絡後、全患者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測　等

○施設職員の緊急連絡網の試行

○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等

○水害の危険性や避難場所の確認

○緊急時の対応等に関する保護者、家族等への説明　等

○避難確保計画等の情報の共有

○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等

**11　施設利用者緊急連絡先一覧表**

様式８

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設利用者 | | | 緊急連絡先 | | | | その他  （緊急搬送先等） |
| 氏名 | 年齢 | 住所 | 氏名 | 続柄 | 電話番号 | 住所 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 院長 |
|  |

上段に「氏名」、

下段に「連絡先（電話番号）」

を入れてください。

施設職員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を

利用した連絡方法も確立しておきましょう。

**12　緊急連絡網**

様式９

|  |
| --- |
| 事務長 |
|  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**13　外部機関等への緊急連絡先一覧表**

様式10

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当部署 | 住所 | 電話番号 | 備考 |
| 伊万里市（防災担当） | 防災危機管理課 | 立花町1355-1 | 23-2130 |  |
| 〃　（水防・土木担当） | 道路河川課 | 同上 | 23-2484 |  |
| 〃　（　　　　　担当） |  |  |  |  |
| 消防署 |  |  |  |  |
| 警察署 |  |  |  |  |
| 避難誘導等の支援者 |  |  |  |  |
| 医療機関 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**14　対応別避難誘導方法一覧表**

様式11

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 連絡先 | 対応内容 | 移動手段 | | 担当者 | 備考 |
| 立ち退き避難 | 屋内安全確保 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

**避難場所へ移動**

　１.単独歩行が可能　２.介助が必要　３.車いすを使用　４.ストレッチャーや担架が必要　５.その他

**その他の対応**

　６.自宅に帰宅　７.病院に搬送　８.その他

該当番号を記入

**15　防災体制一覧表**

様式12

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ | 院長 | ） | （代行者 | 事務長 | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **情報収集**  **伝達要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □洪水予報等の情報の収集  □情報内容の記録  □館内放送等による情報伝達  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難誘導**  **要員** | 担当者 | | | | 役　割 |
| 班長（ |  | | ） | □避難誘導の実施  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

（自衛水防組織の編成）

**別添　「自衛水防組織活動要領（案）」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(１)　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(２)　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

**別表１　「自衛水防組織の編成と任務」**

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者 | （ | 院長 | ） | （代行者 | 事務長 | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **総括・**  **情報班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □洪水予報等の情報の収集  □状況の把握  □情報内容の記録  □館内放送等による情報伝達  □関係者及び関係機関との連絡 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **避難**  **誘導班** | 役職及び氏名 | | | | 任　務 |
| 班長（ |  | | ） | □避難誘導の実施  □未避難者、要救助者の確認 |
| 班員（ |  | ）名 | |
| ・  ・  ・  ・ |  | | |

**別表２　「自衛水防組織装備品リスト」**

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| **総括・情報班** | 名簿（施設職員、利用者等）  避難確保資器材一覧（様式5）に掲げるもの |
| **避難誘導班** | 名簿（施設職員、利用者等）  避難確保資器材一覧（様式5）に掲げるもの |